



## 第2 告訴事実

1. 告訴人の愛犬の治療の際（平成30年11月26日）、被告訴人ミセヂ タマカが脅迫的侮辱的な発言、態度をしながら愛犬がかなり苦痛を受けるような乱暴な注射をし、その後出血した、このことは動物愛護法で違法とされる『みだりに殺す』『みだりに傷つける』残酷な行為であり、脅迫罪、侮辱罪に該当する行為である。

## 第3 告訴に至る経緯

①告訴人の愛犬の治療の際（平成30年11月26日）、被告訴人ミセヂ タマカがおかしな発言態度をしながら愛犬がかなり苦痛を受けるような乱暴な注射をし出血した、このことは動物愛護法で違法とされる『みだりに殺す』『みだりに傷つける』の

あ 基本的基準

不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすることをいう

い 具体的判断要素

対象行為の目的・手段・態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して判断する

社会通念としての一般人の健全な常識により判断する

に違反する行為である。また、ミセヂの行為は不法行為による損害賠償責任民法違反（709条，710条）（他人の飼っている動物を傷つけたり，殺してしまったら，慰謝料その他の損害賠償責任が生じる。）さらに善管注意義務違反（民法415条）である。

平成30年11月26日当日は二つある診察台がある診察室の左のほうの診察台だった。注射の際、保定する看護師はいなかったので私が愛犬を抑えた（保定する看護師がないことがまずおかしいことである）。

ミセヂは「今から[再生]するからね、注射が嫌いか？オラ、注射が痛いのか？ウヒャヒャ、オラ」等と薄ら笑いのような表情、とオラつくような風情で大きな声を張りながら言いながら愛犬の尻に強い力で注射針を刺した。その後、ミ

セヂは診察室の壁の奥の部屋にいる誰かに向かい「やったわよ、やった」と笑みを浮かべながら言った。

そしてミセヂは他の病状悪い子のペットの血清か何か液体の入った小さめのボトルを私に交互に見せながらその色の差を素早い動作で比較してみせた。

ミセヂ「これが病状の悪い（or 良い）子、真っ黒でしょ」

「これが病状の良い（or 悪い）子の、薄い色でしょ」

と小さな容器を指に持ち、振って見せられた。それが何を意味するのかは私には不明である。

注射の際に愛犬はかなり痛がったのか私はかなり強い力で抑えた。一度愛犬を車に戻した。私は怒りと悲しさとショック、そして次の病院をすぐに探すことで

頭がパニックになった。そして会計や薬が処方されるのを待ち、再び車に戻り帰宅する際、車で待機していた愛犬をみると注射の痕のところから血が滲んでいた。怖くなり、昔のあることがフラッシュバックされ家に帰宅した。

私はこれはまずいと思い、パニックになった。

パニックになった原因は以前ヤカヒミ市にいたころ通院していたヤカヒミ市イシフ区にあるせだえねこ犬病院といしふなどうぶつ病院で愛犬がやられた乱暴な注射がフラッシュバックしたことである。（愛犬が獣医により乱暴な注射をされたのはこれで3病院で計3回目になる）

ミセヂが言った「再生」というのは肝臓の再生ではなくせだえねこ犬病院、いしふなどうぶつ病院でされた乱暴注射のシーンの「再生」と思わざるにはいられなかった。

このペラブアペットケルヌッケとせだえねこ犬病院といしふなどうぶつ病院はイジベ大学獣医学部OBが多く、3病院の院長のミセヂ、セダエ トテアシ、ウオウル フドイクはイジベ大学獣医学部OBであり繋がりがあがる可能性が高い。さらにせだえねこ犬病院、いしふなどうぶつ病院はヤカヒミ西部にあり、ペラブアペットケルヌッケは本院のメリユミ動物病院がキニギヲ県キヲシク市ムユミオ区ムゼシヲにありヤカヒミ西部と地理的に近いエリアにある、ミセヂはメリユミ動物病院の獣医でもある。このようなことからこの3病院は繋がりがあがり、私はせだえねこ犬病院とセダエ トテアシの弟子ケミギウ ヒヅモが院長のけみな犬猫病院と裁判をしていた（平成28年か30年まで）のでそのことと今事件は関係していると推測している。仲間を使い私を挑発し、様子や反応を伺ってきたのではないかと思う。

(話を今事件に戻す) 後日、私は病院を探し、A病院に変えてそちらで愛犬の治療を開始した。そこで診察をしてもらったペラブアペットケルヌッケは誤診と思われるほど診断結果、治療方法、投薬が異なっていた。ペラブアペットケルヌッケでの1年位継続していた愛犬の治療は無意味だったと思わざるを得ない。(詳細は5)

そして事件から一週間後、12月3日、再度ペラブアペットケルヌッケに向かい、ミセヂにクレームを言いに行ったらミセヂは愛犬が痛がったことを認め、謝罪し、ミセヂ本人も罪を認めた。私は転院するのでカルテ一式を要求した。(証拠資料あり)

ミセヂは明らかに故意に行っており、動物愛護法違反、債務不履行責任(民法415条)善管注意義務違反の不法行為(民法709条)に問える。

②平成26年10月31日、トリマーのミテヂ したカが愛犬のトリミングの際、備え付けのゲージから出す際に扉の金具で額を出血させ縫合手術となった額が縫合した姿で帰ってきてミテヂ したカの謝罪もあり、このときは許したが、よく考えるとゲージの扉には鋭利な部分は通常無いため不自然である。もしかしたら意図的に額に傷をつけ、縫合したというような虐待行為もこの病院なら考えられる。

トリミングで預けたらケガ・病気をして帰ってきたのであり、トリマーに預けることは、法律上、「寄託」(民法657条)となり、飼い主がペットを預けたときから、トリマーには、善管注意義務という義務が発生する。

松田に対して、善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求(民法415条)が可能である。

③平成30年4月18日の15時30分ごろに愛犬が他所の犬に耳を咬まれ出血した際、即病院に行き16時ごろに到着し、すぐに診てほしいと受付の受付兼動物看護師 チキヒス ウケムに依頼した。しかし病院内では当時パッと見10数名くらいの先客がおり、その順番通りの診察順で結局診察は17時30分から開始され1時間を超える待ち時間となった。緊急の急病の患者に対し長時間待たせることは一般的に適切ではなく一種のネグレクトである。これは平均的な獣医師であればするであろう適切な処置手順ではないので善管注意義務違反に問える。尚、別の日に同じように出血で運ばれてきた柴犬に対しては順番を速めてすぐに診察していた。明らかに扱いに差があると感じた。

④平成29年6月15日か8月30日、トリミングに出す際、受付を担当した

動物看護師のウスキヲ イルシが愛犬のリードを強く引っ張った。愛犬は老化で背骨が弱い犬である。このことは動物愛護法違反であり善管注意義務違反である。言葉は普通だったのでこのとき抗議するか迷ったが、結局しなかったのを後悔している。

⑤ 愛犬は主にアアケバ ヒレメリやミセヂタマカの診察を受けていた。健康診断をしたところエコー、レントゲン画像の目視による肝臓と胆のうの臓器の画像診断の結果が悪く、血液検査の結果、肝臓の数値が悪いとでていた。肝臓と胆のうのうち肝臓についての検査や肝臓についてのさまざまな投薬、観察を約1年にわたり何週かおきにやっていた。肝臓と胆のうは密接に関係する近い位置の臓器だが、ペラブアでは肝臓の治療ばかり行っており、胆のうについての治療、投薬は行っておらず、「胆のうが悪いから」という治療アプローチはなかった。薬の種類を変えたりして数値の変化を読むだけで具体的に良くなったということはない。ペラブアの誤診が無かったらもっと早い処置でダメージを最小限に抑えられていた可能性がある。

しかし、上記のミセヂの注射時のおかしな態度のことがあり、その不信感からかかりつけ病院を変えようと思い、すぐに探して行き、新しく選んだA病院に行き、同じような血液検査結果が出た、肝臓の数値はペラブアでの検査結果同様に非常に悪いものだった。A病院の先生は初見で悪いのは胆のうの臓器であり、肝臓はその影響で数値が悪くなっているというものだった。ペラブアと現在通院している2病院とでは処方された薬の種類も全く異なっている。そして約一月の治療で胆のうの臓器の状態に若干良化の兆しが見られたこともあった。

A病院では一時は検査結果が改善されたこともあったが、もっと深く調べる必要があり、現在はさらに高度な病院に通院している。

そこでの診断結果は甲状腺機能低下症による胆汁うっ血症の肝炎というものである。ペラブアでは表面的な肝炎のみの治療であった、いわゆる誤診であることが証明されたことになる。

⑥ 毎回数千円から数万円を超える治療代がかかるが、不意な検査等があり、所持金より多く治療代がかかることがまれにある。その日の会計の際、閉院の19時間際の18時30分ごろの会計の際に所持金が不足していたが、受付のメリキム ムニにすぐに支払ってほしいと言われた。急いで家に戻り支払っ

たが、通常こうした場合、翌日や次回来る時に不足分を支払うことで問題ないはずだが、メリキム ムニはかかりつけの患者に対して扱いが不遜である。

被告訴人ミセヂタマカの行った動物愛護精神に反する行為は、動物の治療を行う獣医という立場の人間がすることではない。よって、告訴人はこのようなことを断じて許すことができないので、厳重な捜査の上、被告訴人を厳罰にして頂きたく、ここに告訴するものである。

なお、最後になりますが、告訴人は、本件に関し、以後捜査に関して全面的な協力をする事、および、捜査機関の指示ないし許可なく取下げをしないことを、お約束致します。

以上

## 証拠資料

1. カルテ一式（写し）（※原本を持参するので警察でコピーしてください）
2. クレームを受けミセヂ朋子が謝罪した際の録音ファイル（15：30～「謝罪」）（16：00～「愛犬が注射で痛がった」と認める）
3. クレームを受けミセヂタマカが謝罪した際の録画ファイル（2.の後、カルテ一式を受ける際の謝罪シーン）

以上